

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（453）」

2. 日時：平成28年10月3日 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、忠内管理官補佐、池田安全審査官、江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、安達係員、大塚係員、糸賀原子力規制専門員、卜部原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他18名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長 他1名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 課長 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長(耐震土木) 他1名

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「5条 津波による損傷の防止」及び「40条 津波による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 津波荷重の動荷重と静荷重の考え方について整理して説明すること。
- 基準地震動 S_s による地震力と津波荷重の組み合わせについて、F-B断層等における各波形（時刻歴）を示し説明すること。
- 基準地震動 S_s による地震力と津波荷重の組合せについて、全ての震源断層から網羅的にF-B断層および長岡平野西縁断層を選定していること、およびそのプロセスを説明すること。
- 津波監視カメラおよび取水槽水位計の監視場所について追記し説明すること。

- 津波監視設備の電線管の耐震性について説明すること。また、津波監視カメラの防水性能について説明すること。
- 津波による水位低下時の常用系海水ポンプ停止インターロックについて、設備構成（安全系かどうかを含む。）を説明すること。
- 循環水系の過渡現象解析（添付第7-4図）について、解析の位置付け、条件等のステータスについて説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（指摘事項に対する回答）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（平成28年9月30日提出）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（指摘事項に対する回答）（平成28年9月30日提出）